

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年7月10日（月曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時58分 散会

付託事件

- (1) 令和5年陳情第6号
- (2) 令和5年陳情第11号
- (3) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情
- ② 令和5年陳情第11号 「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情

(2) 各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について

(3) 報告事項

- ① 令和6年度国・県の予算に関する要望について (政策企画課)
- ② 水戸市第7次総合計画・骨子「素案」等について (政策企画課)
- ③ 水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の改定について (防災・危機管理課)
- ④ 水戸市国民保護計画の改定について (防災・危機管理課)
- ⑤ 水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決について (新市民会館整備課)

2 出席委員（7名）

委員長	佐藤昭雄君	副委員長	打越美和子君
委員	土田記代美君	委員	萩谷慎一君
委員	須田浩和君	委員	高倉富士男君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	市長公室 参事兼 秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君

デジタル イノベーション 課長	北 篠 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	加 藤 富 寛 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 崎 幹 男 君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君	財政課長	佐 藤 直 明 君
契約検査課長	鈴 木 和 男 君	資産税課長	浅 野 一 志 君
収税課長	村 沢 晶 弘 君		
市民協働部長	小 嶋 い つ み 君	市民協働部 副部長	柏 直 樹 君
市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君	市民協働部 参事兼 防災・危機 管理課長	鬼 澤 英 一 君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君	生活安全課長	砂 川 和 敏 君
文化交流課長	上 原 純 大 君	スポーツ課長	田 沢 春 彦 君
体育施設整備 課長	讚 井 正 俊 君	男女平等参画 課長	木 村 清 美 君
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君
生活環境部 参事兼 廃棄物対策 課長	荻 沼 学 君	環境保全課長	坪 井 正 幸 君
ごみ減量課長	高 安 正 紀 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会計課長	永 井 誠 一 君		
選挙管理委員会 事務局長	外 岡 淳 一 君		
監査委員 事務局長	和 田 隆 君	監査委員 事務局次長	坂 場 賢 治 君
議会事務局長	天 野 純 一 君	総務課長	加 藤 清 文 君
議事課長	大 嶋 実 君		

6 事務局職員出席者

議事係長 武井俊夫君 書記 島田祐輔君

午前10時 0分 開議

○佐藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

まず、令和5年陳情第6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情を議題といたします。

前回の委員会におきまして、陳情者に対する執行部の対応について、記録を確認の上、当委員会に報告するよう求めたところでございます。このことについて、執行部から説明を願います。

加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 前回の御指摘を踏まえて、陳情者の対応に関する経緯につきまして御説明いたします。

令和5年2月15日に陳情者が財産活用課の窓口にお越しになられ、陳情書に記載されているとおり、警備員の配置につきまして、変更したほうがよい旨の御意見がございました。

この御意見を受けまして、当課において、歩行者や車両の動き、警備員の誘導方法につきまして、現地に於て改めて確認し、実際に警備を行っている事業者にも状況の聞き取りを行った上で、お越しになられた2日後の2月17日にお電話にて回答いたしました。

回答いたしました内容につきましては、陳情者の、東側の区画の歩行者が西側の3倍いるから歩行者の少ない道路の安全対策は行わないということではなく、陳情書に提案のあった箇所よりは現在の位置のほうが警備員の配置位置として適しており、その理由としましては、駐車場西側の区画よりは東側の区画のほうが利用者が多く、その東側の区画やタクシーの乗り場などからの車両の制止誘導ができる、本庁舎側に設置された死角となりやすい擁壁脇からの歩行者を制止できる、それから、駐車場全体の見通しがよいということで説明いたしました。

誤解を与える説明になってしまい、大変申し訳ございませんでした。そして、これが先ほど申し上げました2月17日のこととございまして、その3日後の2月20日付で第1回目の陳情書の提出がございました。

陳情書の要望内容としましては、まずは警備員の配置のこととございまして、それから、警備員の配置が変えられないのであれば横断歩道を整備すべきとのこととございました。

その後は、警備事業者に対しまして、このような御意見があったこと、西側からの歩行者、特に御高齢の方には配慮するよう伝えてあります。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの説明のあった件につきまして、御質問などございましたら、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 そうということだと、2月15日の時点では、横断歩道の話はこっちに来ていなかったよと理解していいのでしょうか。警備員の話だけで、その後、17日に回答したら陳情書が出てきて、横断歩道に関しては相談がなかったということでもいいのでしょうか。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

横断歩道の話がありましたのは、陳情書に書かれているものが最初でございます。

以上です。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 直接的にはないんですが、総務の中の全体として、この陳情者のほかの陳情というのはありますか。ほかのことにしても、財産活用課にしても、陳情者の名前は分かっているわけでしょうから、陳情者からそのような御要望が幾つかあったんでしょうか。過去にも。把握していないですか。なければいいんだ。誰も手を挙げなければ、ないって返事だろうから。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 お伺いしている話の中では、やはり道路の安全対策や公用車の運転などについて、ほかにもお話が来ているということは伺っております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 実は、陳情者の名前を見たときに、公用車の件で私、伺ったことがあったと思うんですよ。比較的多いなという気はします。だけれども、かといって、それだからいいわけではないと思うんですよ。確かに、今の横断歩道の、いわゆる市役所から見て右側に警備員が立って、タクシーの誘導や左側の、常に来ますね、車が。市役所の横断歩道の右側の駐車場から常に車が来ていて、あれを制止しているのをよく見ます。歩いている人のために。あの位置への配置というのは当然大切だと思いますし、出口のところにも必ずあそこら辺に1人いらっしゃって、何かトラブルがあったときには、その出口のところでもその方が対応しているというのはよく見ます。そういう意味では、配置という意味では、市役所から出て横断歩道の左側に立ったら、確かに右側の道路のタクシーその他の誘導ができないんじゃない、適正だと思うんですが、その上で、左側の駐車場から右側の駐車場に渡るところに横断歩道等がないというのも事実だと思うんです。そうすると、本来は横断歩道を渡ろうと思うのも当然、市民として当たり前のお話であって、危なくないなど、横断歩道だと危なくないと。実は、どこで事故があっても、多分百ゼロで市役所の駐車場内では車両側が悪いんです。ただ、横断歩道という注意喚起があれば、当然そのところで事故を少しは防げる気がします。

そうすると、市役所左側に駐車場が分かれて2か所ありますが、その両側に私は歩道の設置をしてもいいんじゃないかなと、警備員を増やして常にランニングコストがかかるよりは、インシャルコストで済むような横断歩道の設置を検討をしてもいいのかなと思いますけれども、こういうことに関する検討は今後どう考えているのか、そういう検討をしていくのか。陳情が上がったことにつけて、陳情が採択されようが不採択されようが、この必要性はあると考えているのか、それともこれから検討しなければならない課題であるのか、それとも必要がないと考えているのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の駐車場の横断歩道、歩道などの設置状況について御説明させていただきます。

市役所の駐車場内には敷地外から本庁舎に向かう歩道が設置されておりまして、この歩道と車両が通行する通路の交差する箇所には横断歩道が設置されております。それから、駐車場内のそれぞれの駐車区画から

本庁舎に向かっては、車両が通行する通路と分けた歩行スペースというのは確保しておりませんで、駐車場内に徐行などの表示をすることにより、ドライバーに安全を呼びかけるというふうなことで、今まで安全対策をしておりました。

それから、この陳情を踏まえての対応のことなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、誤解を与える説明となってしまったことから、陳情者に対しまして改めて丁寧に市の考え方を説明するとともに、御意見、御要望を詳しく伺い、より安全となる手法、今、お話がありましたスペースの確保、こういったものを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そのほかにも、実際、駐車場を造ってみたら、結局このところが危ないからといって、いわゆる工事用のコーンとポールでいろんなところを閉じたり、いろんなことをやっているんですけれども、あれ、臨時的処置じゃなくて多分恒常的処置になっていると思うんですよ。コーンとポールでやるっていうのは本来は臨時的処置ですよ、本来は。と考えるのと、もう一つ、私ちょっと疑問があるのは、バスがあって、西側出口にバスレーンがありますよね、バス停留所が。それから地下駐車場に入る道路がありますよね。あそこのところ、実は線がない。それと、出口と3つの路線に分かれている気がするのですが、ほとんどの方が駐車場入り口に行く道路を通過して、行くところに出口の渋滞をつくるという形を取っていると思っています。そういう意味では、駐車場に行く方は下の地下、混雑しているときにそういうことが起こっているわけですから、地下駐車場に行く方の線の確保なんかもできていないというのが現状なので、そういうのも含めて安全対策、それからコーン等で区切っている部分、そういう通行しちゃいけないような部分、それから出口と駐車場の区画の整備等について、全体的に見直しを図ってもいいんじゃないかなと。当然、早くやってあげたいので、単体でやってもいいですし、そこらの検討をそろそろ始めるべきだという提案をしておきます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の陳情で、どういう方が陳情を上げてきたかというようなことは抜きにして、やっぱり市民の皆さんが市役所に来て、安心して駐車して、安心して御用を足してお帰りになる、このことはやっぱり我々も皆さん方も同じ思いだと。こういう陳情が出たときに、言い方が悪かったというような説明があったけれども、そういうことを含めて、やっぱりこういうことがあるんだなということを思ったときに、役所としてどう動かなければならないのか。安全だからやらないよと言うんだったらば、それなりの理由を言わなくちゃならない。でも、いろんな方が不便だ、もしくは危ないと感じていることがあるとすれば、それはこういう陳情が出たときに、今須田委員さんがおっしゃったようなことも含めてもう一度見直そうよというふうにならないと。皆さん方の気持ちの中で。そこがやっぱり市民を守るという原点だと思うんです。

今、須田委員さんがちょっとおっしゃらなかったので一言だけ言っておくと、我々地下駐車場に停めさせていただいている、これ、大変ありがたい。ただ、明るいところから地下駐車場に入ると、一瞬目くらましになったみたいに真っ暗になる。これ、もし経験ない方いたら、ぜひ体験してください。天気の良い日、今

日くらいでも真っ暗になります。地下駐車場に潜っていこうとすると、一瞬真っ暗になっちゃうんです。見えなくなっちゃう。だから、そういうこともあるので、皆さん方は設計を頼んで、大丈夫だなということでスタートしている市役所だと思いますけれども、やっぱり安全面というのはいくら追求しても無駄にはならないので、こういった陳情があったときには、ぜひもう一度原点に戻って見直していただくというような姿勢をこれから取っていただきたいなど。

この陳情については、私も横断する方がいたりすると車を停めるんですけども、反対側に立っているガードマンさんは、気の利いた人は合図してくれるけれども、ほとんど合図しない。止まれも言わない。だから、そういった意味では、ぜひ気持ちの上で市民の安全を守るためにはということで、こういう陳情があったときには、もう一度これでいいのかということを見直していただくというようなことにしていただきたいと思います。

よって、この陳情については、私は採決をしていただいて、採択できればいいなという気持ちでおります。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

須田委員。

○須田委員 横断歩道のペンキに幾らかかりますか。おおよそ。

都市計画部のほうじゃないと答えられないかな。一説によると、私ちらっと誰かに聞いたら100万円かかるなんて言っていたけれども。

〔「かからない」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 かかるわけないと思うんだけども。

〔「30万円ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 分からないね。じゃ、そういうのも調べて。ただ、私は、この陳情に関しては現在のところ、向こう側のほうの反省というわけじゃないけれども、現在のところの対応がどうなっているかがまだ不確定なので、また継続審査でいいのかなという気もするんですけども、そこはお互いに協議して。だから、金額も後で調べて、どこかで教えてもらえれば。

本当は、陳情が出たときに横断歩道ができていて、もう解決ですと、陳情は取り下げですなんてのが一番よかったなと思うんですが。二、三十万円ぼいのね、ぼいだから答えちゃ駄目だよ。

〔「30万円弱だよ」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 だとすりゃ2か所で大体50万円ということでしょうから、できれば横断歩道の設置はしていただくと。陳情の話は、話し合いの上で継続か、採決という人が2人以上いれば当然採択、不採択の決になりますので、私は、今のところは陳情審査を継続させていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 前回の委員会と、今、1回目の陳情提出からの経緯をお聞きして、説明はしていただいたということでもありますけれども、陳情者がやはり何らかの対策をとということに対して、果たしてこの説明だけで対応が十分なのかということ、やはりそうじゃないだろうというふうに思っております。

今、執行部のほうからも今後何らかの対策を考えていくというような趣旨のお話もありましたけれども、この新庁舎ができて4年がたって、やはり車の動線とか人の動線というのは改めて明確になってきたと思う

んです。その中で、もし当初の計画等とちょっと違ってきているとか、そういうものがあるのであれば、やはり何らかの対策をしていく必要があるのかなというふうに思っております。やはり、歩行者の、来庁者の安全を守るのが皆さん方の一つの使命だというふうに思います。そういった意味では、今回陳情者の言うような警備員の配置だとか、横断歩道が必要なかどうかというのは、ちょっとまだ議論のあるところですけども、やはり何らかの安全対策をやっていくことで市民、来庁者の安心感を増していくという、ここは追求していくべきだと私は感じております。

皆様方がこれを受けてどういう対応をされるのかというのは、もうちょっと私も見守っていきたいというふうに思いますので、本日のところは継続審査でも私はよろしいのかなというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

今の陳情につきましては、いろいろ担当課のほうから御説明があったとおり、誤解を招く発言があったということでありました。陳情の中身につきましては御理解いただいたということで、今、継続審査といったお話がございましたが、この陳情の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、ただいま……

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 ただいま、令和5年陳情第6号につきまして、継続審査との御意見をいただきましたので、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、令和5年陳情第6号に関する審査を終わります。

次に、令和5年陳情第11号「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、先例・申合せにより、陳情の記載事項のうち個人が特定できる情報については、朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、本陳情は、文章が長文のため一部を省略し、趣旨となる部分のみ朗読させますので、御了承願います。

それでは朗読願います。

○事務局 朗読させていただきます。

令和5年6月16日、水戸市議会議長、大津亮様。

「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情。

以下、一部省略します。3枚目の裏面を御覧願います。

陳情事項。

1、委託料交付金の現金手交の是非、随意契約の適切な運用並びに水住協に頼らない水戸市民全世帯を対

象とした広報紙配布手段、さらにはデジタル化社会に抵抗のある高齢者層に対する広報紙配布の在り方など、合理性も備えた見直しについて、二代表制の下で論議（審査・調査）を行っていただくよう陳情するものである。

以下略。

2、水戸市長においては、水住協発足以降、委託料の不適切な取扱いに起因して、水戸市民からの公金が適切に運用されてきたか厳格に検証するとともに、結果を議会に報告し、二代表制の下で補償策を論議していただくよう陳情するものである。

3、水戸市長においては、水戸市職員の自治会・町内会への加入状況を早急に確認、市広報モニターやインターネット広報モニター制度との相乗活用を図ることで、委託料交付金の取扱状況を広くチェックできる仕組みを確立、より一層の透明性の向上に取り組むこと。あわせて市職員に特化した自治会・町内会への加入率を議会に報告するよう陳情するものである。

4、水戸市長においては、地方自治法第157条に基づき、水住協とその理事会を構成する地区会との総合調整を行い、地方自治法第260条の2に基づく認可地縁団体として法人化し、組織のガバナンス向上を図るよう陳情するものである。

以下略。

5、水住協は、会則に定める目的及びその事業からして、広く水戸市民に、理事会議等の公開を促進するとともに情報公開と透明性の一層の向上を図ること。開かれたコミュニティ活動の下、多様性と柔軟性を備えた組織への転換、めり張りのある具現化方策を早急に公表し、自治会・町内会加入率の再興に向け取り組むこと。

以上です。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら、発言願います。

須田委員。

○須田委員 この問題は大変あちこちで聞く問題であります、この方の町内会に特化されたような感覚を私は持っているんです。というのは、実は、私たちの町内会は、その逆の方向でいいんじゃないかなという話が出ています。神社の寄附金等を町内会で集めるのは正しくないよねということで、こういう委託料をみんなの中で寄附していきましょうとか、そういう形もあるので、そこまでつまびらかにする必要はないよねと、それが日本のいいところじゃないかと、話がちょっと出ているところもあります。ただ、明確にしてくださいという話のほうが多いと、私ははたから見て思います。

しかしながら、そういうところもありますので、一律にやるのは難しいなというのと、陳情事項の3番、特に一番下のところの市職員に特化した自治会・町内会への加入率を議会に報告すること。大変、気持ちは分かりますが、市職員が町内会に入っているか入っていないか等を市役所の職員らに調べさせるよと、で、それを報告しろよというところには、本当に法律に合致しているのかというような問題もありますので、今のところ、研究課題として、言っている気持ちは分かりますので、継続審査とさせていただけたらと思うんですが、皆さんはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 継続審査でもいいんですが、今の現状ってどういうふうになっているのか御説明いただけますか。まず、委託料等はどういう状況に今、各自治体、把握している状況で結構ですけども、ここに書いてあることがあるのかないのか、そういうことも含めて。

それから、市報とか、こういうものは、今現在、他市の事例って、私たちが質問すると皆さん方よくおっしゃるけれども、他市の事例では、私の知っているところによると市がダイレクトに配っちゃう、そういうような地域もあるようです。ただ、そうなったときの自治会の在り方って、これが仕事ではありませんけれども、自治会を継続していく、また地域のコミュニティを守っていくといったことの中にどういった影響があるのかなど。これは検証しなくちゃならないというふうに思いますが、現状、もしお話しいただける場所があればお話しいただきたい。

○佐藤委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 ただいまの御質問にお答えします。

現状でございますが、市では住みよいまちづくり推進協議会様に配布の委託をして、協議会を構成する町内会、自治会を通して、議会報やその他のイベント等の行政文書等をあわせて配布しているところでございます。

また、お話が出た他市のダイレクトに配っている、ポスティングの関係かと思うんですけども、民間事業者への配布委託、いわゆるポスティングにつきましては、既に導入している自治体に聞き取りを行ったところ、配布率の向上が見られるものの、配送に多額の費用がかかってしまったりですとか、地域コミュニティの崩壊を不安視する住民が多いというお話を伺っておりまして、そういった問題も生じているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 費用対効果も大事なんだけれども、町内会をこれからどういうふうに市民との協働、そういう事業の中でやっていくかという、そのコンセプトが一番大事なのかなと思うんですね。ですから、そこを水戸市としては、町内会とか自治会を活用して、これからどういうふうな展開をしていくのか、そしてその役割を持っていただくために皆さん方の市民意識をどうやって醸成していくのか、このところが一番課題だと思うので。

ただ、言うのは簡単なんです。やるのは非常に難しいというのは、よく分かっています。そういったところを念頭に置いて、しっかり町内会、水住協さんとの話合い、もしくは未加入の方たちに町内会・自治会に加入してもらえるように、そういったものをやっぱり転入時に啓発していくとか、いろんな努力をしていただかないと、町内会・自治会の加入率促進、そしてもう一つは地域の中で水住協が果たす役割というのはありますから。ですから、そういうものをやっていただくための基礎づくりというものが大事なんじゃないかというふうに思っていますので、これについても私個人的には継続審査をさせていただいて、もう少しこの問題、掘り下げて考えさせていただければというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、本陳情の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査で」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ただいま、令和5年陳情第11号につきまして、継続審査との御意見がございましたので、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、各課の事務分掌及び主要事務事業についてでございます。

本日は改選後、閉会中に初めて開催する委員会でございますので、各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について、執行部から説明をいただきます。

市長公室から順次、説明を願いますが、御質問等がございます場合には、全ての説明が終了した後に一括してお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○小田木市長公室長 お手元の市長公室提出の資料により御説明いたします。

資料の1ページを御覧願います。

市長公室の事務分掌につきましては、1ページに記載のとおりでございます。

また、組織体制につきましては、5課3室11係、職員定数53名の体制により事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきましては、各所管課長より御説明をいたします。

○篠原市長公室参事兼秘書課長 続きまして、2ページを御覧願います。

秘書課の令和5年度主要事務事業について、御説明いたします。

1つ目は、秘書事務でございます。

市長及び副市長の日程調整並びに資料作成のほか、水戸市表彰条例に基づく表彰や各種団体等との調整などを行うものでございます。

2つ目は、親善姉妹都市交流事務でございます。

姉妹都市の敦賀市、親善都市の彦根市、高松市の市長との交流事業を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○宮川政策企画課長 3ページをお開きください。政策企画課でございます。

1の新たな総合計画の策定につきましては、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市の実現を目指し、令和6年度を初年度とする水戸市第7次総合計画を策定していくものでございます。

2の国・県の予算に関する要望につきましては、国・県の明年度の予算についての要望活動を行っていくものでございます。

3の地方創生に向けた取組の推進につきましては、水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生に向けた取組を推進してまいります。

4の広域行政の推進につきましては、県央地域首長懇話会を開催するとともに、いばらき県央地域連携中

枢都市圏ビジョンに基づき、幅広い分野の連携事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川上交通政策課長 続きまして、交通政策課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

まず、事務事業1、公共交通施策の推進でございます。

主な取組といたしましては、市内の公共交通事業者や国・県、県警など関係機関と連携しながら、利用者や地域のニーズを踏まえながら、利用促進を図っていくものでございます。

今年度は本市の公共交通に関する長期的な計画を策定することとしております。

それから次に、事務事業2、タクシーを活用した公共交通空白地区における移動手段の確保でございます。

こちらは、公共交通機関の運行が少ない交通空白地区等である市内11区におきまして、市民の移動手段として借り上げ型の水都タクシーの運行を行っているものでございます。毎年、地元の皆様と協議を行いながら、サービスの向上に努めているところでございます。

次に、事務事業3、自転車施策の推進でございます。

こちらは、安全で快適な自転車の通行空間を確保するために、路面標示を実施するものや、4月から運行開始しているシェアサイクルの運営費となつてございます。

次に、事務事業4、バリアフリー施策の推進でございます。

こちら、バリアフリー法に基づきまして、2018年にバリアフリー基本構想を定めまして、その具体化を図るために事業計画をあわせて策定し、各施策を推進しているところでございます。

最後に、事務事業5、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づく公共交通の維持・確保でございます。

こちらは、広域的な公共交通ネットワークの構築のために、域内のバスや鉄道の運行に係る支援を行っておりますほか、バス事業者が実施するキャッシュレス決済システムの導入支援を行っております。

以上です。

○北條デジタルイノベーション課長 続きまして、資料5ページをお願いいたします。

デジタルイノベーション課の主要事務事業でございます。

初めに、1の庁内事務のデジタル化推進と情報システムの適正な管理運営につきましては、住民情報、税情報といった基幹業務システム等の維持管理を行っているところです。

さらに、今年度は、いわゆる書かない窓口システムを導入するなど市民サービスの向上、窓口事務の効率化を図ってまいります。

次に、2のRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）による事務効率化につきましては、各種データの入力作業を自動化することにより事務の自動化を進め、職員の負担軽減を進めてまいります。

3のマイナンバー制度の推進につきましては、コンビニエンスストアにおける証明書交付システムの管理運営を行うとともに、マイナポイント事業に係る設定支援窓口を設置してまいります。

4のデジタルまちづくり推進事業であります。町の活性化に向けたデジタル技術活用セミナー等啓発事業を開催するとともに、職員に対してもデジタル人材育成に向けた研修を行ってまいります。

5の各種統計調査の実施につきましては、今年度は住宅・土地統計調査が行われます。こちらは、住宅及び世帯の居住状況等の実態を調査するため、5年に一度行われる国の主管統計でございます。また、毎月の常住人口調査を実施してまいります。

以上でございます。

○出沼みとの魅力発信課長 次に、6ページをお開き願います。

みとの魅力発信課でございます。

1、市政情報の提供及び市のイメージアップに向けたみとの魅力発信でございます。

こちらの概要は、「広報みと」をはじめ、市ホームページや各種SNSにより情報発信を行うとともに、新聞、ラジオなどを活用した効果的な広報の推進に努めるものです。

また、シティセールス事業やフィルムコミッション、水戸市イベント情報集約サイト等を通して、本市のイメージアップを図るものでございます。

続きまして、2、広聴活動の充実でございます。

こちらの概要は、みとの魅力発信課市民相談室において、市民懇談会、市政モニター、行政懇談会などを活用し、市民からの意見や御提案を市政へ反映することに努めるとともに、広聴機会の充実を図るものでございます。

以上でございます。

○園部総務部長 続きまして、総務部でございます。

提出資料1ページをお願いいたします。

総務部の事務分掌につきましては、1ページから5ページに記載のとおりでございます。

組織体制につきましては、部全体で5課18係、職員定数103名の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきましては、各所管課長より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○上垣外総務部参事兼総務法制課長 続きまして、6ページをお開きください。

総務法制課でございます。

1つ目の文書管理につきましては、保存文書の適切な管理を行うことを目的として、文書の集中管理を行うものです。

2つ目の例規審査及び法律相談につきましては、条例等について審査を行うとともに、事務事業の執行において生じる問題に対し、助言や調整、顧問弁護士の意見聴取を行うものでございます。

3つ目の情報公開及び個人情報保護につきましては、情報公開条例及び個人情報保護法に基づき、市民への情報の公開や個人情報の適切な管理を推進するものでございます。

以上でございます。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 続きまして、7ページを御覧願います。

行政経営課の令和5年度主要事務事業につきまして、御説明いたします。

初めに、行財政改革の推進でございます。

本市では、行財政改革プラン2016後期実施計画に基づき、行財政改革を推進しております。

この実施計画は、強くしなやかな行財政運営の構築を基本理念に、質の高い市民サービスの提供など3つ

の基本的方向により構成されており、計画期間は令和2年度から令和5年度まででございます。

計画の進行管理につきましては、市長を本部長とする行政改革推進本部をはじめ、附属機関である行政改革推進委員会や議会の行財政改革調査特別委員会において実施状況の報告を行ってまいりました。

なお、計画期間が今年度で終了となることから、新たな行財政改革プランの策定にも着手してまいります。

また、社会経済情勢の変化や政策課題などに対応するため、行政組織の見直しを行うとともに、効率的な執行体制の確保を図るため、職員定数の適正化を推進してまいります。

次に、包括外部監査の実施であります。公認会計士などの包括外部監査人により、市の組織及び運営の合理化を図るため、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等を対象に監査を行ってまいります。

行政経営課の説明は以上でございます。

○安里人事課長 続きまして、8ページを御覧願います。

人事課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明いたします。

まず、1つ目の人事管理の事業概要といたしましては、複雑・高度化する市民ニーズに対応するため、多様な人材の確保に向けた計画的な職員採用、適材適所の原則に基づく人員配置、給与の適正化等の人事管理を実施するとともに、職員が意欲的に安心して勤務できる環境の整備として、水戸市職員福利共済会による給付金をはじめとした各種助成等の福利厚生事業、定期健康診断やセルフチェック等をはじめとした保健事業を実施しております。

2つ目の職員研修の事業概要としましては、本市の人材育成の方向性を定めた水戸市人材育成基本計画に基づく職員の能力開発、意識啓発及び職場の活性化等を図るための職員研修を計画的に実施しております。

なお、下段の表につきましては、参考といたしまして、部局別の職員定数及び現員数について記載をしております。

説明は以上でございます。

○加藤財産活用課長 続きまして、資料の9ページをお開き願います。

財産活用課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明いたします。

1つ目、庁舎等の維持管理につきましては、市役所本庁舎を安全で快適に利用できるよう、警備、清掃、点検、修繕等の維持管理業務を行うとともに、売店、金融機関等の機能を導入し、利便性の向上を図るものでございます。

2つ目の市有財産の活用・処分につきましては、普通財産である市有物件につきまして、貸付けによる有効活用や処分を推進しつつ、適正な管理を図るものでございます。

また、用地の取得に関する事務の総合調整を行ってまいります。

3つ目の公用車の運行管理につきましては、集中管理の公用車について、車両の更新を行うとともに、安全性の向上のための保守点検や運行管理等を行ってまいります。

説明は以上です。

○渡邊市民課長 続きまして、10ページを御覧願います。

市民課の主要事務事業の概要を説明いたします。

初めに、証明書等の交付につきましては、市民課の窓口、3か所の出張所、パスポートセンター及び市内31か所の市民センターなどあわせて36か所で住民票の写しをはじめとする各種証明書等の交付を行っております。

2つ目の戸籍及び住民基本台帳の記録管理につきましては、それぞれの法令に基づき、適正な記録管理を行っているところです。

また、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における個人番号カードの交付を行っております。

3つ目の出張所の運営は、赤塚・常澄・内原の3出張所において、戸籍や住民異動の届出に加え、国民健康保険や介護保険などの受付及び各種証明書の交付等を行っております。

最後に、旅券交付事務につきましては、県からの事務移譲を受け、三の丸の県庁舎内にパスポートセンターを設けて旅券の申請、交付事務を行っております。

市民課の説明は以上でございます。

○白田財務部長 続きまして、財務部でございます。

財務部提出資料の1ページを御覧願います。

財務部の事務分掌につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

また、組織体制につきましては、例年どおりに税務事務所を設置いたしまして、部全体で1事務所5課20係、職員定数132名の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきまして、各所管の課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤財政課長 それでは、資料3ページをお開き願います。

財政課の主要事務事業について、御説明をいたします。

まず、1点目は予算の編成及び執行管理でございまして、議会に提出いたします当初予算案及び補正予算案の調整を行うとともに、適切な予算執行に向けた執行管理を行っております。

2点目は、議会の招集及び議案の調整に係る事務でございまして、議案の取りまとめを行うとともに、議案書及び予算書の作成を担当しております。

3点目は、補助金・負担金の適正化でありまして、当市においては、数年置きに学識経験者から選任した補助金等検討専門委員に御意見を頂きながら、補助金等の見直しを進めておりますけれども、本年度においても専門委員に意見聴取を行いつつ、適正化に向けた検討を進めてまいります。

財政課については以上でございます。

○鈴木契約検査課長 続きまして、資料の4ページを御覧願います。

契約検査課の主要事務事業につきまして、御説明申し上げます。

工事、コンサル等の入札、契約事業を行う契約関係事務と、工事、コンサル等の検査業務等を行う工事検査事務が主な事務事業となります。

最初に、契約関係事務につきまして説明申し上げます。

予算額は3,211万8,000円となっており、茨城県土木設計積算システム等の使用料が主な内訳となっております。

また、本年度の工事等の実施計画につきましては、上段の表に記載のとおり、合計で565件、執行予定金額で約190億1,200万円の発注を予定しております。

なお、当市の入札に参加できる有資格請負業者数につきましては、令和5年4月1日現在、業種ごとに中段の表に記載のとおりとなっております。

続きまして、工事検査事務につきまして御説明申し上げます。

予算額は62万円となっており、令和4年度の建設工事及び建設コンサル業務の検査件数につきましては、合計684件であります。内訳につきましては、下段の表に記載のとおりとなっております。

また、毎年、前年度に完成した工事のうち、優秀な成績で完成させた建設業者を表彰しており、令和4年度は22件の工事で31業者を表彰いたしました。

なお、令和5年度におきましては、24件の工事で32業者を今月24日に表彰する予定でございます。

契約検査課の説明は以上です。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、資料5ページを御覧願います。

市民税課の主要事務事業について、御説明いたします。

市民税、軽自動車税等の適正な賦課事務のうち、事業の概要の1の個人市民税につきましては、1月1日現在、水戸市内に住所を有する方に定額の均等割と所得額によって判定される所得割を課税しております。

2の法人市民税につきましては、市内に事業所等を有する法人に対し、資本金及び従業者数に応じて算定される均等割と収益等によって算定される法人税割を課税しております。

3の軽自動車税につきましては、4月1日現在、市内で原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税をしております。

そのほか、市たばこ税や入湯税などあわせて5つの税目について課税をしております。

次に、水戸黄門ふるさと寄附金につきましては、財源の確保とともに、水戸市や市特産品のPRを図ることを目的に、市外居住者の寄附者に対し、寄附の謝礼として特産品等をお送りしております。

説明は以上でございます。

○浅野資産税課長 続きまして、6ページを御覧ください。

資産税課の主要事務事業につきまして、御説明いたします。

事業の概要、1の固定資産税・都市計画税の賦課でございますが、市内に土地、家屋、償却資産などの固定資産を所有している方を納税義務者として、その固定資産を適正に評価し、賦課をしております。納税義務者数、税率、歳入予算額は記載のとおりでございます。

次に、2の調査及び評価でございますが、土地につきましては、所有者の異動、利用状況の変更などに伴う現況調査や異動処理等を行っております。

家屋につきましても、新築や増築、滅失等による家屋の現況調査や異動処理等を行っております。

また、償却資産につきましては、所有者の申告に基づき、土地、家屋以外の事業用資産である構築物や機械器具類などについて課税しております。

土地、家屋、償却資産の対象数につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○村沢収税課長 続きまして、資料の7ページを御覧願います。

収税課でございます。

1, 令和4年度市税等収納状況につきましては、市税合計で420億8,995万6,442円、国民健康保険税が53億3,308万574円でございます。

2の令和4年度収納率につきましては、市税が97.8%, 国保税が77.4%でございます。

3の税収の確保につきましては、滞納初期の段階から文書等による催告、納税相談及び財産調査を実施し、差押えや執行停止などの取組を行っております。

以上でございます。

○小嶋市民協働部長 続きまして、市民協働部でございます。

市民協働部の事務分掌は1ページから2ページに記載のとおりでございます。全体で1部8課1室14係市民センター34施設、職員定数106人の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきましては、各所属の各所管の課長より説明いたします。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 続きまして、資料の3ページを御覧ください。

市民生活課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

主な事務事業として7つ掲げてございます。

2つ目の住みよいまちづくり推進協議会事業は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会の円滑な運営を支援し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するとともに、町内会・自治会の加入促進に取り組んでまいります。

5つ目の市民センター長寿化改修事業は、市民センター総合管理計画に基づき、渡里市民センターの長寿化改修工事、吉田市民センター及び石川市民センターの実施設計を行ってまいります。

6つ目の市民協働推進事業は、コミットフェスティバルの開催や協働事業提案制度など、協働推進基本計画(第2次)に基づく施策を推進してまいります。

○鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 続きまして、資料の4ページを御覧願います。

防災・危機管理課の令和5年度の主要事務事業につきまして、御説明いたします。

1, 総合的な防災対策につきましては、防災対策の総合的な指針となる地域防災計画を適切な時期に見直し、いくとともに、地域と連携した防災訓練や取組、備蓄物資・資機材の充実を図りながら、実践的な防災対策を推進してまいります。

2, 防災情報伝達の強化につきましては、防災行政無線や防災用自動起動ラジオ、緊急速報メールなど多様な情報伝達手段を活用していくとともに、市民への啓発を継続し、確実に情報が伝わるよう体制の強化に努めてまいります。

3, 原子力安全対策の強化につきましては、広域的な計画の策定をはじめ、近隣自治体と連携した防災対策の強化など、安全対策に係る取組を進めてまいります。

概要の説明は以上でございます。

○砂川生活安全課長 続きまして、資料の5ページを御覧願います。

生活安全課の令和5年度主要事務事業の主なものについて、御説明いたします。

2つ目、自転車等駐車場の適正管理・放置自転車対策につきましては、指定管理者制度による適正な管理運営に努めながら、さらなる市民サービスの向上を図るとともに、市内全域の放置自転車の撤去、保管、返却及び処分を行ってまいります。

続きまして、4つ目になりますが、空家等対策の推進につきましては、管理不全な空き家及び管理不良な空き家の所有者に対しまして助言指導を行うとともに、空き家等の管理の利活用に関するリーフレット配布、相談会の開催を行ってまいります。所有者の責任の意識の醸成を図ってまいります。

さらに、今年度からは、空き家等の利活用に向けた総合相談窓口の開設をNPOとの協働事業として進めてまいります。

○上原文化交流課長 続きまして、資料の6ページを御覧願います。

文化交流課の令和5年度主要事務事業の概要について、御説明いたします。

3の水戸芸術館運営事業につきましては、世界に向けて芸術・文化を創造・発信する拠点である水戸芸術館において、指定管理者である水戸市芸術振興財団が音楽、演劇、美術の3部門で企画事業や教育普及事業を実施するなど質の高い事業を展開し、運営の充実を図るとともに、建物・備品の修繕等による施設の適正な管理運営に努めるものでございます。

次の、4の国際交流事業につきましては、国際交流センターについて、指定管理者である水戸市国際交流協会が施設の適切な管理運営に努めながら、国際親善姉妹都市のアナハイム市や友好交流都市の重慶市など海外諸都市との交流事業や外国人市民の生活支援、市民との国際交流イベントなど多文化共生の視点に立った施策を推進し、市民の国際感覚を育む機会を提供するものでございます。

説明は以上でございます。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、資料7ページを御覧いただきたいと思っております。

新市民会館整備課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

開館に向けまして備品等の購入・設置を進め、7月2日日曜日に市民会館開館記念式典を開催したところでございます。引き続き、市民会館の機運醸成に努めるとともに、ミトリオ地区を中心としたにぎわいづくりを図ってまいります。

また、当分は、12月8日金曜日から10日日曜日まで開催されるG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合の準備を進めてまいります。

○田沢スポーツ課長 続きまして、資料の8ページを御覧願います。

スポーツ課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

主な事業として5つ掲げてございますが、うち、1つ目の市体育祭の開催につきましては、サッカー競技や陸上競技などの各種競技会のほか、地区ごとの市民スポーツ大会、歩く会、球技大会などの大会を開催する事業でございます。

4つ目の水戸黄門漫遊マラソンの開催につきましては、10月29日に第8回大会を開催いたします。この大会は、参加する、県道で応援する、ボランティアや応援隊で支える、というスポーツの魅力を凝縮したイベントとして市民にも定着してきており、まちのにぎわいにもつなげていけるよう工夫を重ねております。

○讚井体育施設整備課長 続きまして、資料9ページを御覧願います。

体育施設整備課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

1つ目の体育施設の長寿命化改修事業につきましては、水戸市体育施設長寿命化計画に基づき、計画的に体育施設の改修を行う事業でございます。常澄健康管理トレーニングセンターの設計委託及び総合運動公園第2テニスコートの改修工事を行うものです。

2つ目の小吹運動公園体育館空調設備設置工事につきましては、年間を通して利用者の皆様に快適にご利用していただけるようにするとともに、夏季の熱中症対策が急務でありますことから、体育館の空調設備を設置するものです。

3つ目の（仮称）西谷津広場整備工事につきましては、継続して進めている事業でございます。ストックヤード事業により埋立てを行いました西谷津池につきまして、多目的広場として整備を行うものです。

○木村男女平等参画課長 続きまして、資料の10ページを御覧願います。

男女平等参画課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明をいたします。

男女平等参画課におきましては、男女平等参画推進事業といたしまして、令和元年度に策定した水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）に基づき、市民や市内事業所、市民団体等との連携を深めながら、協働により各種事業等を展開してまいります。

あわせて、今年度は現計画の最終年度となることから、より一層の取組を推進するため、次期計画の策定を進めてまいります。

今年度を実施する主な事業を1から5に記載しております。

市民協働部の主要事務事業の説明は以上でございます。

○佐藤生活環境部長 続きまして、生活環境部でございます。

事務分掌につきましては、1ページから3ページに記載のとおりとなっております。

また、組織体制につきましては、5課1室3施設16係、職員定数163名の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきまして、各所管の課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○坪井環境保全課長 続きまして、4ページを御覧願います。

環境保全課の令和5年度主要事務事業につきまして、御説明いたします。

1の地球温暖化対策関係事業につきましては、本年3月に策定いたしました水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）に基づき、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池の設置の際の補助金を交付し、家庭の脱炭素化を促進するほか、公共施設等への太陽光発電設備の導入可能性等を調査してまいります。

また、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に向け、水戸市役所ゼロカーボンアクションプランを策定してまいります。

2の自然環境の保全につきましては、千波湖環境学習会や桜川水系クリーン作戦をはじめ、環境フェアを開催するなど、自然環境保全に対する意識の高揚や、環境について学ぶ機会の創出を図ってまいります。

3の大気・水・土壌環境等の監視及び指導につきましては、各種調査や常時監視を行うとともに、特定事業所からの排気・排水や騒音・振動・悪臭等の発生源者に対する調査・指導を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、資料5ページをお願いいたします。

衛生事業課の令和5年度主要事務事業の概要について、説明いたします。

まず、1、墓地運営事業につきましては、浜見台霊園、堀町公園墓地の管理運営を行うものであり、今年度は、浜見台霊園の区画墓地及び合葬式墓地の利用者募集を行うこととしております。

次に、2の新斎場整備事業につきましては、増加していく火葬需要に対応するために新たな斎場を整備するものであり、来年12月頃の完成を予定しております。整備の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、3の斎場長寿命化事業につきましては、堀町の斎場の長寿命化改修を行うものであり、今年度については、1階待合室の空調設備等の改修を行うこととしております。

次に、4のし尿の収集及び運搬業務につきましては、水戸地区において、し尿のくみ取りに係る業務委託及び手数料の徴収等を行うものです。

最後に、5の新し尿処理施設整備事業につきましては、新たなし尿処理施設として、し尿を下水道処理施設により処理するための投入施設を整備することとし、長期・継続的かつ効率的な処理体制を確立しようとするものです。

今年度は、施設の整備内容等の検討を進めるとともに、事業地域の選定を進めることとしております。

説明は以上です。

○高安ごみ減量課長 続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

ごみ減量課の主要事務事業につきまして、御説明いたします。

1つ目の資源物とごみの分別区分の周知につきましては、新清掃工場の稼働に合わせて開始した資源物とごみの新たな分別区分について、市ホームページなどを用いた広報やイベント等による啓発活動を行い、制度の周知徹底を図ってまいります。

2つ目の食品ロス削減事業につきましては、食品ロス削減に関する行動指針に基づき、みと食べ切り運動協力店の登録促進などの事業を展開し、食品ロスの削減に努めてまいります。

3つ目の事業系ごみ対策事業につきましては、事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止を図るため、各事業所への訪問などにより適正分別の指導・啓発を行ってまいります。

最後に、4つ目の基本計画の策定につきましては、一般廃棄物処理の基本方針として水戸市ごみ処理基本計画の策定を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 続きまして、7ページをお願いいたします。

廃棄物対策課の主要事務事業について、御説明いたします。

まず、1番目の産業廃棄物等の適正処理事業としましては、右側の①から③の3つの法令に基づきまして、産業廃棄物等の適正処理に関する事業を行っております。

まず①、いわゆる廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業等の許可、事業者への立入検査等による指導を実施しているところでございます。

②のいわゆる自動車リサイクル法に基づくものとしましては、使用済自動車の解体業等の許可、それら事

業者への立入検査等を実施しているところでございます。

③のいわゆるPCB特措法につきましては、人体に悪影響のあるPCB廃棄物の適正処理に関する指導を実施しているところでございます。

2番目の不法投棄等防止事業としましては、市民等からの通報、また職員によるパトロールにより、不法投棄等の早期発見を図るとともに、適正処分の指導等を実施しております。

また、不法投棄が多い場所につきましては、監視カメラや市民の中から信任させていただいております不法投棄防止協力員の協力を得ながら、巡回活動を実施しているところでございます。

3番目、土砂等による土地の埋立て等規制事業としましては、不法な土地の埋立て等に対しては、いわゆる残土条例、これに基づきまして、行為者への指導を実施しているところでございます。

以上でございます。

○武田清掃事務所長 続きまして、8ページを御覧願います。

清掃事務所の令和5年度主要事務事業の概要のうち、主なものについて御説明いたします。

初めに、1番目の清掃工場の運営につきましては、焼却施設とリサイクルセンターの運営等を図り、ごみの適正な処理と再資源化を推進してまいります。

次に、3番目のごみ収集運搬業務の推進につきましては、家庭から排出される資源物・ごみについて、収集運搬業務の一部を委託し、効率的な業務を推進するものでございます。

5番目の旧清掃工場の跡地利活用の推進につきましては、施設解体撤去後の焼却施設の跡地の利活用について、地元との協議を継続し、跡地利活用基本計画を策定してまいります。

生活環境部の説明は以上でございます。

○永井会計管理者兼会計課長 続きまして、会計課でございます。

会計課提出資料の1ページをお開き願います。

会計課の事務分掌は記載のとおりでございまして、2係、職員定数8名の体制で事務執行に当たっております。

続きまして、2ページを御覧願います。

会計課の令和5年度主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

1つ目の会計事務につきましては、収入・支出に係る書類の確認や審査事務及び現金等の出納・保管に係る事務でございます。

2つ目の決算事務につきましては、決算書の作成に係る事務でございます。

説明は以上でございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、選挙管理委員会事務局でございます。

選挙管理委員会事務局提出資料の1ページをお開き願います。

選挙管理委員会事務局の事務分掌は記載のとおりでございます。

また、組織体制につきましては、選挙係の1係で、職員数5名の体制で事務執行に当たっております。

2ページを御覧願います。

主要事務事業の概要でございますが、市長選挙及び市議会議員一般選挙の執行管理につきましては、4月

23日に執行したところでございます。

今後は、選挙出前講座などを行いながら、引き続き選挙の啓発に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○和田監査委員事務局長 続きまして、監査委員事務局です。

提出資料の1ページをお開き願います。

事務分掌は記載のとおりでございまして、1係、職員7人の体制で事務執行に当たっています。

2ページをお開き願います。

主要事務事業につきましては、2の監査の種類のうち、(1)の定期監査、(4)の例月出納検査、(5)の決算審査などの事務を行っております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 以上で、執行部の説明は終わりました。

それでは、何か御質問等がございましたら、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 交通政策課さんにちょっと聞きたいんですけども、泉町1丁目にバス停、新しいのができて見てきたんですけども、2,000万円までかかったバス停、横に関鉄のバス停が残っていて、あれは違うんですか。

[発言する者あり]

○土田委員 じゃ、こっちはどうですか。

スポーツ課さんで、学校プール開放事業については、何校で実施されるんですか。

[「事業の中身ですけども」と呼ぶ者あり]

○土田委員 何校やるかぐらい教えていただいても……

[「ここで聞いたほうがいいのか、それとも後で通告をして聞いたほうがいいのかは委員長が仕切れればいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 詳細については通告いただいて……

○土田委員 分かりました。そうしたら、今の説明で聞いたことに対して何が質問できるんですか。

[「事務分掌はこうですよというのをやっているんだから、この事務分掌は間違っていますよとか」と呼ぶ者あり]

○土田委員 説明を受けた後に質問はまとめてとおっしゃられたでしょう。

○佐藤委員長 まとめてと言いましたけれども、今ほど言ったとおり、事業の中身についての質問は通告にさせていただいて、今日は概要ですので、概要について若干何かあればということでの質問だったんですけども。

[「概要についてだったら聞けちゃうんじゃないかな」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○佐藤委員長 再開いたします。

それでは、今回につきましては、説明のみにとどめさせていただきながら、通告をいただいた内容について、別途、執行部のほうから御説明いただくような形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、それじゃ、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにはないので、この件につきましては、これで終わりにいたします。

次に、報告事項の説明を行います。

(1)の令和6年度 国・県の予算に関する要望について、執行部から説明願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 令和6年度 国・県の予算に関する要望について御説明いたします。

お手元に、要望事項一覧、県の予算に関する要望書の冊子、国の予算に関する要望のうち、国に対してのみ要望するものを抜粋したものをお配りしております。

説明につきましては、要望事項一覧、右上に総務環境委員会資料①とあります資料に基づきまして、御説明させていただきます。

要望事項の一覧につきましては、新規の要望に網かけをさせていただきます。本日は主なものについて、御説明をいたします。

初めに、1ページ上段の原油価格・物価高騰対策への支援につきましては、昨年度、別冊としていたものを要望本体に組み入れて、市民、事業者等の負担軽減に向けた継続的な支援、地方自治体への支援について、国及び県に対して要望していくものでございます。

①子ども・子育てに係る支援の充実につきましては、出産費用、3歳児未満の保育料、子どもの医療費、学校給食費の4大無償化の実現について、国及び県に対して要望してまいります。

2ページをお願いいたします。

上段の⑥教育環境の充実に係る支援につきましては、児童生徒数の急増に対応するための校舎増築事業に係る支援の拡充を新たに加え、国に対して要望してまいります。

2ページ下段の⑩防災まちづくりに係る支援につきましては、議会での陳情採択を踏まえ、(仮称)南町3丁目北地区優良建築物等整備事業を新たに加え、国及び県に対して要望してまいります。

4ページをお願いいたします。

中段の⑭保健所の体制強化に係る地方財政措置の充実につきましては、地方交付税算定方法について、実情に合った見直しが見られるよう、国に対して要望してまいります。

6ページをお願いいたします。

中段の⑳千波湖周辺地区整備事業につきましては、官民連携型にぎわい拠点創出事業といたしまして、パークPFIを活用した公園施設整備への支援について、国及び県に対して要望していくものでございます。

㉑スポーツ施設の脱炭素化に係る支援につきましては、総合運動公園の照明LED化事業に係る支援について、国に対して要望してまいります。

その他の項目につきましても、事業の進捗状況にあわせ、要望活動を調整してございます。

以上、要望事項の全体数は40項目129事業でございます。

要望先の一覧といたしましては、国への要望が29項目80事業、県への要望が32項目99事業となっております。

なお、配付いたしました要望書につきましては、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容について、御質問等がございましたら、発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。今回の新規の要望と、それに要望が終了したというものがそれぞれ3項目ずつあるんですが、この新規の要望3項目と要望が終了したものの3項目8事業とあるんですが、これは県のほうに要望していたものですか、それとも国のほうに要望していたものですか、それとも両方なのか、ちょっとその細部だけ教えてください。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 要望終了事業につきましては、さきの3事業につきましては、県のみに要望していたものが1事業、国・県両方に要望していたものが2事業でございます。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 ちょっと、具体的にはどういう内容だったのかということも教えてください。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 失礼いたしました。

終了要望事項の1つ目は偕楽園の魅力向上についてでございますが、県のパークPFI事業の終了のタイミングを見て要望を終了してございます。

また、2つ目は千波湖周辺地区の整備事業でございますが、来年度の事業が見込まれない状況があることから、来年度につきましては、要望を一時お休みするというものでございます。

3つ目でございますが、循環型社会形成推進交付金として、旧清掃工場の取り壊し等に係る補助の要望でございますが、こちらの補助としましては、公園事業としての補助のほうを見込んで活用していくことで検討を進めておりますので、こちら、要望を終了しているものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の水戸市第7次総合計画・骨子「素案」等について、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、水戸市第7次総合計画・骨子「素案」等について御説明いたします。

資料②-1をお願いいたします。

表紙を返していただきまして、目次でございます。

総合計画・骨子「素案」は、Ⅰの序、Ⅱの基本構想、Ⅲの基本計画の3つで構成してございます。

Iの序、IIの基本構想につきましては、5月10日の総務環境委員会及び全員協議会において御報告させていただきます。

また、3月から4月にかけて、意見公募手続を実施したところでございます。

これまでの議会からの御意見、様々な市民参画の手法による御意見、御提言を反映しながら、重点プロジェクト及び主要施策を定めるIIIの基本計画を新たに取りまとめているものでございます。

今回の第7次総合計画につきましては、特に未来をつくる人づくりとして、子どもたちをまち全体で育むこと、また、水戸ならではの魅力を伸ばすこと、そして市民、事業者の挑戦心を育むことの3つの特色を持たせた計画としているものでございます。

それでは、主な部分を御説明いたします。

2ページを御覧願います。

こちら、基本構想、基本計画の全体図を示しております。

基本構想につきましては、第1、都市づくりの基本理念から第5、施策の大綱まで一体性を持って構成されることを表してございます。

そして、将来都市像を実現するために、基本計画において重点プロジェクト、施策の大綱に基づく各種施策を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

IIの基本構想、第1、都市づくりの基本理念につきましては、基本的な考え方として、水戸の未来をつくる子どもたちの育成、豊かな暮らしを実現する経済発展、安心して暮らせる環境整備を進め、この3つの取組の好循環をつくり出し、明るい未来を展望できる都市づくりを推進していくものでございます。

4ページは、3ページで文章化された3つの基本理念を図として示しているものでございます。

5ページをお願いいたします。

将来都市像につきましては、3つの基本理念を踏まえ、目指すべき将来都市像を、こども育む、くらし楽しむ、みらいに躍動する、魁のまち・水戸と定めるものでございます。

6ページには人口と経済の展望を示してございます。

2の目標人口につきましては、第7次総合計画の最終年次であります2033年度において、26万5,000人規模を維持することといたします。

7ページを御覧願います。

3の目標交流人口につきましては、新たな活力、にぎわいの創出によって実現を目指す2つの指標を設定してございます。

にぎわい交流人口につきましては、魅力交流発信拠点やイベントの来場者数を基本に、2033年度において650万人を目指すものでございます。

まちなか交流人口は、水戸市民会館をはじめ、まちなかの拠点における来場者数を基本に、2033年度において110万人を目指すものでございます。

経済の見通しにつきましては、持続的な経済成長を見込むこととし、2033年度の対前年度成長率を2.5%程度になるものと見込んでおります。

8ページを御覧願います。

第4、都市空間整備構想につきましては、これまでの都市空間整備の方向性を踏まえ、引き続きコンパクトなまちづくりを目指すものでございます。

都市核を中心に既存の地域生活拠点、地域産業系拠点、魅力発信交流拠点との連携性を高め、それぞれの特性にあわせた都市機能の充実を図っていくことで、水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティを構築するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第5の施策の大綱につきましては、将来都市像の実現に向け、4つの大項目を柱として11の中項目、43の小項目で構成するものでございます。

この大綱に基づき、基本計画において将来都市像に向けた施策を位置づけていくものでございます。

11ページを御覧願います。

ここからは基本計画となります。

第1、基本的指標におきましては、基本構想でお示した目標人口、目標交流人口、そして市内総生産について、令和2年度を目標として設定してございます。

12ページの都市空間整備計画につきましては、基本構想に掲げる都市空間整備構造に基づき、具体的な整備の方向性を定めるものであり、そのイメージ像を示してございます。

方向性につきましては、13ページからになりますが、都市核・拠点への都市機能の集積と連携強化・充実、自然を生かした環境負荷の少ない都市空間づくり、災害に強い都市基盤づくり、そして14ページの楽しめる交流拠点づくりを進めていくものでございます。

14ページの図は魅力発信交流拠点のイメージ図を示しているものでございます。

ページを返していただきまして、16ページをお願いいたします。

第3の重点プロジェクトにつきましては、社会の変化が著しい新しい時代において、様々な選択肢から選ばれるまちとしていくため、総合計画に位置づけた各施策の中で、特に優先的かつ集中的に取り組んでいく施策を重点プロジェクトとして定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

ミッション1、みとっこ未来プロジェクトにつきましては、子育て世帯に優しく、安心して子どもを産み育てることができ、若い世代に選ばれるまち、まちの未来そのものである子どもたちをまち全体で育み、子どもが伸び伸びと育つまちを目指し、18ページにございます、経済的負担の軽減、相談・支援の充実、子どもが活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

19ページを御覧願います。

ミッション2、若い世代の移住・定住加速プロジェクトにつきましては、若い世代の挑戦・活躍を応援し、成長し続けるまち、若い世代が生き生きと活躍できる場所としての水戸の魅力を発信し、豊かに楽しみながら暮らすことができるまちを目指し、20ページにあります、若い世代が魅力を感じる多様な働く場の創出、若い世代に届くシティプロモーションの充実に取り組んでまいります。

22ページからは、第4、主要施策の概要でございます。

施策の大綱に基づき、分野ごとの到達を目指す目標水準や具体的施策を定めるものでございます。

新規施策や主な施策を中心に御説明いたします。

大綱1、まち全体で「こどもたちを育むみと」につきましては、1-1-1、子育て世帯にやさしいまちづくりとして、子育てに係る経済的支援の充実やこども・子育てDXの推進に取り組んでまいります。

25ページをお願いいたします。

1-1-2、安心してこどもを生める環境づくりとして、全ての妊婦・子育て世帯に寄り添った支援の充実、不妊・不育症治療費の助成に取り組んでまいります。

また、26ページの1-1-3、こどもたちを見守り・育むつながりづくりとして、子どもたちのつながりの場づくりの推進、そして、27ページのこどもの主体性を尊重する仕組みづくりに取り組んでまいります。

28ページをお願いいたします。

1-2-1、一人一人の個性を伸ばす教育の推進としましては、水戸スタイルの教育の推進とともに、29ページの一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の推進に取り組んでまいります。

30ページの1-2-2、快適な学習環境の整備といたしまして、ハード事業として、学校施設の長寿命化や全校への屋内運動場への空調設備設置に取り組んでまいります。

31ページの1-2-3、若者が主役になれる活動・社会参加の促進としましては、みとの若者が活躍しなくなる仕組みづくりやこどもたちの多様な体験活動の促進に取り組んでまいります。

32ページをお願いいたします。

大綱2、多くの人が集い、産業が集積する「活力あるみと」につきましては、2-1-1、誰もが生き生きと働ける環境づくりとして、下段、切れ目のない創業・スタートアップ支援、企業が立地しやすい環境づくり、33ページの若い世代のみとリターンの促進強化に取り組んでまいります。

34ページの2-1-2、地元企業が成長するまちづくりとしては、中小企業の成長支援やデジタル化による地域経済好循環の推進に取り組んでまいります。

38ページをお願いいたします。

2-2-1、まちなかの活性化につきましては、まちづくりの新たなプレイヤーの発掘・支援、39ページのミトリオを中心とした新たなにぎわいづくり、市民会館におけるコンベンション誘致に取り組んでまいります。

40ページの2-2-2、多くの人を訪れたいまちづくりとしましては、偕楽園・千波湖周辺のさらなる魅力づくり、41ページの上段にあります、弘道館・水戸城跡周辺のさらなる魅力づくり、また、下段にまいりまして、水戸ならではの資源を活用した戦略的観光PR、時代の変化に対応したシティプロモーションの推進に取り組んでまいります。

43ページをお願いいたします。

2-2-3の水戸のまちを楽しめる交流拠点づくりとしましては、ページを返していただきまして45ページでございますが、(2)の楽しみ訪れたい魅力や文化の発信として、交流拠点や水戸の誇る食文化や伝統文化の魅力を発信してまいります。

46ページの2-3-1, 水戸らしいコンパクトな都市構造の構築としましては, 47ページをお願いいたします。都市核の機能強化や都市計画道路の整備に取り組んでいくものでございます。

50ページをお願いいたします。

大綱3, 命と健康, 暮らしを守る「安全・安心なみと」につきましては, 3-1-1, 市民一人一人の健康づくりの推進として, 日頃からの健康づくりの推進や, 51ページの上段, デジタル技術を活用した健康づくり, こちらの取組とともに, 52ページの3-1-2, 生命と健康を守る医療環境の充実として, 安定的な医療提供体制や小児医療・周産期医療体制の確保に取り組んでまいります。

また, 54ページ3-1-3, 健康危機管理の強化として, 感染症対策の強化に取り組んでまいります。

58ページの3-2-2, 高齢者が健康に安心して暮らせるまちづくりとしましては, 地域包括ケアシステムの構築, 59ページの高齢者の社会参加や生きがいがづくりに取り組んでまいります。

64ページをお願いいたします。

3-3-1, 危機管理・防災対策の充実としましては, 地域防災拠点の設備等の強化, そして, 66ページ, 3-3-2, 治水・雨水対策の推進としましては, 総合的な雨水排水対策の推進に努めてまいります。

70ページをお願いいたします。

3-4-1, 交通安全・防犯の充実としましては, こどもの通学時の安全対策の充実とともに, 71ページの空き地・空き家対策の強化を進めてまいります。

81ページをお願いいたします。

大綱4, 市民と行政で「共に創るみと」につきましては, 4-1-1, コミュニティ活動の推進として, 町内会・自治会への加入促進, コミュニティ活動の活性化を進めてまいります。

84ページをお願いいたします。

4-1-4, みとの価値を高めるアイデアを創出する場の充実として, 行政データの活用促進に向けた環境づくり, デジタル版「広報みと」の発行に取り組んでまいります。

89ページの4-2-1, ゼロカーボン・エコシティの実現としましては, 90ページのごみの減量化・再資源化を推進するとともに, 91ページ, みとゼロカーボン未来住宅パッケージ(補助制度)の推進など, 脱炭素化の先導的な施策に取り組んでまいります。

96ページをお願いいたします。

4-2-5, まちを豊かにするデジタル化の推進としましては, 行政のデジタル化による市民サービスの向上, まちのデジタル化, デジタルデバйд対策に取り組んでまいります。

続きまして, 資料の②-2をお願いいたします。

資料②-2は, 水戸市第7次総合計画策定に係る市民参画についての資料でございます。

策定に当たりましては, 昨年度より, 市民1万人アンケートをはじめ, 様々な市民参画の手法を取り入れながら計画づくりを進めてきたところでございます。

今年度につきましては, 1の魁のまちづくり市民懇談会の開催としまして, 本日お示ししております総合計画・骨子「素案」について, 市民の皆様にご内容を説明し, 広く御意見, 御提言をいただくこととしてございます。

参加者につきましては、それぞれの対象地区の代表者の方及び市内に居住、または通勤・通学している方を対象とし、「広報みと」等により参加の募集を行ってまいります。

次に、裏面をお願いいたします。

2のその他の市民参画手法でございます。

意見公募手続として、今回の総合計画・骨子「素案」について、7月31日月曜日から8月29日火曜日の期間において実施してまいります。

なお、第3回の意見公募手続につきましては、第7次総合計画の素案が固まった段階のものを10月中旬から11月中旬にかけて実施することを予定しております。

また、あわせて(2)のeまちづくり提案、(3)の未来の水戸を描く絵画・作文コンクールを資料に記載のとおり実施してまいりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 1つお聞きします。

素案の39ページの下の方に主要事業・ハード(5か年)ってありまして、都市核の機能強化の中に有料建築物等整備事業(泉町1丁目広小路地区、南町3丁目北地区)って書いてあるんですけども、南町3丁目の北地区につきましては、この間の議会で陳情が出て、あと、質問が出て、私は初めて聞いたんですけども、この計画にはもともとのかかっていたものだったんですか。それとも、議会を受けて慌てて入れ込んだんですか。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 総合計画の策定につきましては、基本構想の素案から段階的に策定を進めてきているところでございます。

前回、委員会でお示した5月10日の基本構想の段階でございまして、今回、この基本計画の部分は初めての提出になったものでございます。

こちらにつきましては、さきの議会での陳情の判断も含めまして、計画として位置づけているものでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。そうすると、今回初めてこれに載ったということですか。

○佐藤委員長 御質問の前に、説明者の方も5月10日の段階では中身、詳細については、説明はなかったんですけども、今回新たに記載をしたということで御説明いただきました。その上での御質問、よろしいですか。

ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 総合計画をきちんと確定するために、議会はどのような役割を果たすのか、一応教えてください。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 総合計画の策定に当たりましては、基本構想の策定あるいは基本計画の基本となる部分につきまして、これまでの議会の御意見を十分踏まえながら策定作業を進めることとしております。

また、こちらでは総務環境委員会の提出や総合企画審議会、各議会からの参加をいただきながら議論をしていくとともに、最終的に基本構想につきましては、議決の内容でございますので、中身を整理いたしまして提案してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 当然ですが、議決案件だということですよ。その基本構想に対しては。それで、パブコメはパブコメでやらなきゃならないと、法律があつたりいろいろありますけれども、そうすると、基本的には皆さんが提示して私たちが基本構想を議決するよというのは一番大切な、すごく大切なファクトだと思うんですよ。これ、絶対しなきゃならない。そうすると、議会というのは大変重要な役割を持っているというふうに私は考えています。

また、そのために私たちも選挙で選ばれてきて、当選してそれだけの負託を受けていると感じています。

その上でちょっとお聞きします。

この市民参画のまちづくりの市民懇談会というのが計画されていると聞いています。当然ながらこれだけの人数が集まるのだとしたら、議決の一つの大きな要素として、そこで市民がどういうものを感じられているのか等に関しては、私たちも聞く必要があるのかなと思っております。

この市民懇談会のやり方として、議会はどのような役割になっているのか教えてください。議会の議員は。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 こちら、魁のまちづくり市民懇談会として、市民懇談会の一つとして行っていくものございまして、議員の皆さん方には御来賓として参加していただくということを考えてございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 これ、いつですか。8月3日からスタートするんですしたっけ。これって、いつの8月3日ですか。もうあと少しの8月3日ですよ。1か月までは案内は来ていませんが、一応もともとは来賓として案内を出すという感覚でいたんでしょうか。

ここで決定したら、この紙を配るってことだと思うんですけども。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 こちらの総務環境委員会、そして全員協議会の報告をもって、こちらに来ていただくということを取りあえず考えてございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 通常の報告に関しても、私たちのほうのテーブルに一つ一つ紙を持ってきて、置くなり渡すなりして、これによって来てくださいという形だと思うんですけども、何が大切かということ。地方自治法でも私たちが議決しなければならない問題ですよ、これはね。ってことは、私たちの重要性というのは当然あるわけですよ。だから、皆さん最近気づくでしょうけれども、市民懇談会の形式が変わってから、来賓とは言われながら、壁のあたりに座らされて、紹介して後は静かにしていただきます的な雰囲気な形だと思

うんですよ。私たちにもきちんとした意見聴取の機会を与えるということを考えているならば、本来ならば案内等をきちんと出して、地域の、これに関してはもう魁のまちづくりということで地域ごとの問題、通常だと市民懇談会だと地域のものに出るといのが多かったと思うんですが、こういうものに関して、私たちもきちんと参画して意見の聴取、述べるじゃないですよ、聴取できる機会をもうちょっと軽視しないで、はい、渡しましたよ、来たらいいでしょうというものじゃなくて、きちんとした形で呼んでいただいたり、そういうせつかくの機会ですから、そういう意味では議会軽視と感ずるときもあるんですよ。今、市民懇談会に関して。そこら辺に関しては、やり方はお任せしますから、ちょっと議会というものがどういうものかというのをきちっと考えていただいて、私たちもこれだけの聴取の機会があるんだったら、ぜひ参加してくださいという雰囲気なのか、それともぱんと渡して明るく日から来てくださいという感じなのか。そういうふうに小さなニュアンスの問題なんで、言葉では当然説明できないでしょうけれども、そういうものが何となく感じられるんです、最近の市民懇談会で。私も議長としていましたので、全部の市民懇談会に出ましたけれども。何だろうなというところがありますので、そこら辺のことに関しては、感覚としてきちんとやっていただきたいということを要望いたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

萩谷委員。

○萩谷委員 今日骨子素案の御説明なんですが、ちょっと私、見落としているかもしれないんですが、代表質問のときでも出ていた南部図書館の整備の検討あるいは水泳施設の整備、この辺りについては、記載はございますでしょうか。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 87ページをお願いいたします。

こちら、4-1-6、生涯学習・スポーツの推進の項目の中で、中段に新たなスポーツ施設の検討としまして屋内公認プールの整備検討、下段の表に、南部図書館の整備検討を記載してございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、1つ聞き忘れちゃって。

同じ87ページの同じところなんですけれども、プールと武道場は今まで分かっていたんですけども、アクティブスポーツ施設というのはどういうものなのか教えていただけますか。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 アクティブスポーツにつきましては、スケートボードなどの若い人の行うスポーツ等一般的総称として示しているものでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 それは新たに整備するという返答ですよ。だから、もうちょっと分かりやすく具体的な説明をいただけないでしょうか。

○佐藤委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 一つ一つのアクティブスポーツとしては、スケボーのようなものが代表的でございます。また、それ以外についてもいろんな若者たちの間での活発なスポーツ活動でございます。これ、検討と

ございますが、そういったものも含めて可能かどうか考えていくというものでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。一つだけ、意見を言ってもいいですか。

今、同じところなんですけれども、スポーツ施設で屋内公認プールの整備検討と書かれていますが、私の要望としましては、青柳市民プールのように市民が憩える市民プールがなくなっている今、水戸市の現状の中で新たな市民プール、この屋内公認プールに限定しないで様々な、子どもたちが家族で泳げる屋外プールも含めた総合的な市民プールの整備を検討していただきたいという意見です。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(3)の水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の改定について、施行部から説明を願います。

鬼澤参事兼防災・危機管理課長。

○鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 続きまして、水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の改定について、市民協働部防災・危機管理課提出の資料①-1に基づき御説明いたします。

お手元の水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の改定についての資料①-1を御覧願います。

1の趣旨等につきまして、北海道から岩手県沖の日本海溝と千島海溝周辺では古来から地震が多数発生しているため、国は特別措置法を定め、地震や津波に対する防災対策の推進を図っているところでございます。

この防災対策を強化する地域の一つとして防災対策推進地域が示されまして、本市も指定を受けました。

これに伴い、水戸市地域防災計画の津波災害対策計画編を改定し、対策の強化を図るものでございます。

2の改定内容等につきましては、水戸市地域防災計画（津波災害対策計画編）の第2章、津波災害予防計画編の第6節、想定されている津波への備えに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策の推進を追加いたします。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴といたしまして、大きな地震が起きた数日以内にさらに大きな地震が発生する事例がまれに見られ、国では後から発生する可能性のある地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表することとしております。

本市では、後発地震注意情報が発表された際には災害対策本部体制を構築し、市民への広報、相談、避難行動要支援者への対応などについて計画に位置づけ、万全を期するものでございます。

なお、後発地震注意情報においては、事前避難を呼びかけず、いつでも避難できるよう避難の準備の呼びかけを行います。

資料①-2は、水戸市地域防災計画津波災害対策計画編の本編でございまして、その後ろ、資料①-3は水戸市津波ハザードマップでございます。

ハザードマップにつきましては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波の規模は茨城県公表の津波浸水想定区域を超えるものではないため、ハザードマップにつきまして変更はございません。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御質問がございましたら、発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、この件につきまして終わります。

次に、(4)の水戸市国民保護計画の改定について、執行部から説明を願います。

鬼澤参事兼防災・危機管理課長。

○鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 続きまして、水戸市国民保護計画の改定について、市民協働部防災・危機管理課提出の資料②-1に基づき、御説明いたします。

お手元の水戸市国民保護計画の改定についての②-1の資料を御覧願います。

1の趣旨等につきまして、国民保護計画は弾道ミサイルの攻撃などの武力攻撃事態等から、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるよう国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的としております。

市町村のやるべきことといたしましては、基本的に自然災害の対応と同様であり、市民の皆様への情報発信と避難が必要なときの受入れ対策などとなります。

本市では、平成19年3月に本計画を策定しており、このたび国際的な安全保障を取り巻く環境が不安定さを増していく中で、対策の強化を図るために見直しを行うものでございます。

2の主な改定内容等におきましては、表の3番目の即応体制の構築について、原因が明らかでないが、多数の死傷者の発生など具体的な被害が発生している場合、国が武力攻撃事態等を認定する前であっても即応体制を構築することを明記いたしました。

4番目の避難施設の指定に当たっての留意事項及び避難施設に関する住民への周知内容について、弾道ミサイルが飛来する可能性のある場合等、避難施設にとらわれず、近くの建物等へ退避するよう啓発することを追記いたしました。

また、裏面になりますが、5番目の備蓄対策の強化について、6番目の警報の伝達対策の強化について、これらは自然災害の備えとして強化してきた備蓄対策や情報伝達対策などについて、国民保護計画に反映させるものであります。

資料②-2は、水戸市国民保護計画の全文でございます。

網かけ部分が今回改定した箇所でございます。後ほど、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 国民保護計画の改定ということで、今回一部、主な改定内容等ということが書いてあるんですが、5番、6番に明記されたもの、そして今度追記されたものと2つありますけれども、これによって何らかの水戸市の対応が変わるものはあるんでしょうか。ここに何か追記されたり明記されたことで。

○佐藤委員長 鬼澤参事兼防危機管理課長。

○鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

水戸市の対応として変わるものはございませんで、避難された市民に対しまして備蓄品を供給することと、あと、避難に当たって警護の伝達をすることで、例えば、警報伝達の場合ですと、危険だというふうメニューが増えたということで、そちらの充実を図っているところでございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 ちょっと私、その前のところ、聞き漏れたのかもしれないんですが、もう一度お願いしたいんですが、メニューが増えると、伝達方法のメニューが増えたというのは具体的に何を指しているんですか。

○佐藤委員長 鬼澤参事兼防災・危機管理課長。

○鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっと今回は、メニューという誤解を与えるような表現をしてしまいました。伝達手段、媒体が増えたということで、以前も緊急速報メール等で、あとは防災行政無線や防災ラジオ等で広報しておりましたが、その後、平成19年以降増えたものとして、メールマガジンとかSNS、LINE、ツイッター等が増えまして、あとは現在も防災アプリとして、ヤフー防災速報等とも連携するようにしてございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(5)の水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決について、執行部から説明願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決について、御説明いたします。

本件事件につきましては、令和元年12月16日に水戸地方裁判所に提訴されたものでございます。

請求の趣旨でございますが、1につきましては、泉町1丁目北地区市街地再開発事業費の泉町1丁目北地区市街地再開発組合に対し支払った補助金と負担金、保留床取得の返還の請求を行うものでございます。

2につきましては、周辺整備を含めた事業費に係る支出について、高橋靖に対する損害賠償の請求を行えるものであります。

本件事件につきましては、令和5年6月15日に水戸地方裁判所において判決言い渡しがあり、表の下から2番目のとおり、判決の内容に明記されたとおり、1、原告らの請求をいずれも棄却する、2、訴訟費用は、原告らの負担とする判決が出されました。その後、令和5年6月28日付で原告が控訴したものであります。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら、発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

この際、委員の皆様にお諮りをいたします。当委員会の行政視察についてであります。

視察の日程につきましては、議会等の日程の関係から令和5年11月13日月曜日から17日金曜日までの5日間のうち、2泊3日で実施したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、視察都市及び視察事項等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

視察都市等が決まり次第、委員の皆様にご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、所管施設視察につきまして、お知らせをいたします。

明日11日の午後2時から委員会を開催し、国際交流センター及び浜見台霊園合葬式墓地の視察を実施したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時58分 散会